

❖❖❖ 互助会加入手続きについて ❖❖❖

一般会員

公立学校共済組合宮城支部の資格を取得したときから3月以内に入会申込書を提出してください。

臨時的任用職員のときに互助会に未加入だった職員が、正規職員として採用となった場合は、互助会の加入資格が発生しますので、入会を希望する場合は、3月以内に入会申込書を提出してください。

臨時的任用職員(常勤)・会計年度任用職員(常勤)

公立学校共済組合宮城支部の資格取得時に任用期間が6月以上の辞令があるとき1月以内に入会申込書と辞令の写しを添付し提出してください。

- ※ 公立学校共済組合宮城支部の資格取得時に任用期間が6月未満の場合は加入できません。ただし、新たに1つの辞令で6月以上が発令された場合は加入できます。
- ※ 任期満了後に継続して常勤の辞令が出たときは会員期間が引き続きます。

暫定再任用職員(常勤)

互助会に加入していない者が、新たに暫定再任用職員(常勤)となったとき、入会を希望する場合は、3月以内に入会申込書を提出してください。

※ 一般会員から暫定再任用職員(常勤)となった場合、会員期間は引き続きますので会員異動報告書を提出してください。

【提出書類】

任用区分	会員区分	提出書類		提出期限
		入会申込書	辞令の写し	
新規正規職員	一般会員	○		3月以内
任期付職員(常勤)	一般会員	○		
臨時的任用職員(常勤・6月以上)	臨時的任用職員	○	○ (6月以上)	1月以内
臨時的任用職員(短時間・6月未満)	加入できません			
会計年度任用職員(常勤)	会計年度任用職員	○	○	1月以内
暫定再任用職員(常勤)	再任用職員	○		3月以内
暫定再任用職員(短時間)	加入できません			